八	七七・一九	一・一
九	五一・四六	〇・七
一〇	二五・七二	〇・三

(B)　一キログラムについての課税価格

(ii)　十一年目の四月一日から無税とする。

(q)　表の「区分」の欄に「B10＊＊＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価四・三パーセントまで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの四回の毎年均等な引下げにより、従価二・二パーセントまで削減する。

(iii)　六年目の四月一日から行われる(ii)の規定による税率からの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(r)　表の「区分」の欄に「B10＊＊＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの十回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(s)　表の「区分」の欄に「B12」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、十三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十三年目の四月一日から無税とする。

(t)　表の「区分」の欄に「B12＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの十二回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十三年目の四月一日から無税とする。

(u)　表の「区分」の欄に「B12＊＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の二十パーセントを削減する。

(ii)　六年目の三月三十一日まで(i)の規定による税率とする。

(iii)　七年目の四月一日から行われる(ii)の規定による税率からの七回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十三年目の四月一日から無税とする。

(v)　表の「区分」の欄に「B12＊＊＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　六年目の三月三十一日まで(i)の規定による税率とする。

(iii)　七年目の四月一日に(ii)の規定による税率から基準税率の二十五パーセントを削減する。

(iv)　十二年目の三月三十一日まで(iii)の規定による税率とする。

(v)　十三年目の四月一日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。

(w)　表の「区分」の欄に「B13」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、十四回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十四年目の四月一日から無税とする。

(x)　表の「区分」の欄に「B15」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、十六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目の四月一日から無税とする。

(y)　表の「区分」の欄に「B15＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次のとおりとする。

(i)　この協定の効力発生の日から十五年目の三月三十一日までは、次の額のうちいずれか低いものとする。

(A)　各原産品の課税価格と当該各原産品につき二万四百円五十五銭に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(B)　次の表の2欄に掲げる各原産品についての額

1	2	3
年	各原産品についての額（円）	率（パーセント）
一	一八、二八八・七五	七・九
二	一七、〇六九・五〇	七・四
三	一五、八五〇・二五	六・九
四	一四、六三一・〇〇	六・三
五	一三、四一一・七五	五・八
六	一二、一九二・五〇	五・三
七	一〇、九七三・二五	四・七
八	九、七五四・〇〇	四・二
九	八、五三四・七五	三・七
一〇	七、三一五・五〇	三・一
一一	六、〇九六・二五	二・六
一二	四、八七七・〇〇	二・一
一三	三、六五七・七五	一・五
一四	二、四三八・五〇	一・〇
一五	一、二一九・二五	〇・五

(ii)　十六年目の四月一日から無税とする。

(z)　表の「区分」の欄に「B20＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる十一回の毎年均等な引下げにより、基準税率の八十パーセントを削減する。

(ii)　十二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの十回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十一年目の四月一日から無税とする。